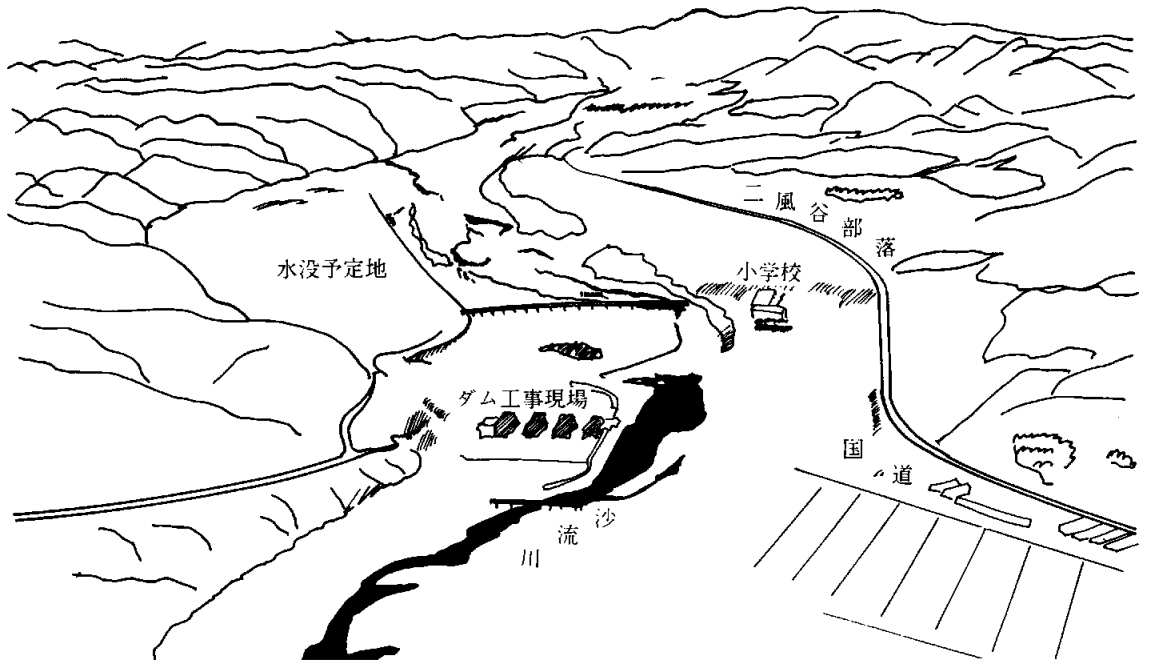




二風谷東方上空より沙流川のダム現場を見る。



二風谷ダムとアイヌの人権

萱野 茂



萱野 茂 (かやの しげる)
 1926年日高管内平取町に生る。
 1953年からアイヌ民具を、60年からアイヌ語、アイヌ民話を収集する。75年民話をまとめたウエベケレ集大成で菊地寛賞、89年アイヌ文化の保存保護で吉川英治文化賞を受ける。
 現在、二風谷アイヌ文化資料館長。

原稿を頼まれて何時も思うことですが数ヶ月先と言われると、なんとなく、ああそうか、それまでなら書くことが出来るであろうと、ついつい返事をしています。

それでいて、その数ヶ月があつと言う間に目の前へ来て慌てて、氣ばかり焦つてもさっぱり構想がまとまらず、まよよとばかり一本勝負的にます目をうめてしまうのが私の悪いくせです。ダムと自然保護問題という題も、家の窓から見えるダム工事の高いやぐらや、夜になつてもこうこうと付けられたままの電気を見ては腹を立て、もう、どうでもいいやと思つたりする日々です。

したがういまして、この題に相応しい話になるのだろうかと頭をかかえてしまいます。

ここで、二風谷ダムのことは各新聞がかなり丁寧に書いてくれましたので、私からの説明は省くことにして、私が持ち出した条件とは何か、に、話を絞つてみたいと思います。

ダムの話は昭和48年9月に二風谷で、道開発局側から地権者への説明会が持たれたのが最初、昭和59年3月、地権者との個別交渉開始、私はこれらに対し終始一貫反対してきました。

そして、平成元年2月に道収用委員会は、私の土地と、貝沢正さんの土地を強制収用相当と裁決を下したのです。

私が言つたたつた一つの条件は、招かざる客として二風谷へダムを構築するのであればアイヌに鮭の捕獲権を返してくれ、というものでした。沙流川へ鮭が自由にそ上し、自由に産卵したら、産卵の終わった親鮭はキツネやカラス、そしてフクロウなどの餌になり、生態系も今よりは良くなるであろう、と、いうものでした。

アイヌは鮭のことを、シベといいますが、本当の意味はシエベ、シシ本当の、エニ食べる、ペリ物、しゃべる時はシベに聞こえ主食と考えていたものです。その主食を後から入つて来た和人がアイヌに一言の断りもなしに一方的に捕獲を禁じてしまったのです。

私は今年になつてから5月ソビエトへ行きハバロフスク近くのナナイ族に会い、鮭を自由に捕つて居るかを聞いてみると、ナナイ族は、一人につき40キロまでは勝手に捕れるということでした。

五人家族であれば、200キロ、十分に足りる数量であるし、アムール川には魚の種類が102種もいるのであるということでありました。

そして、ついこの頃、平成元年6月4日から15日までカナダのホワイトホース市へ行ってカナダインディアンの方々聞いてみると、ユーコン川へは鮭がたくさんそ上して来て私共は何時でも自由に必要だけ捕れるということでした。

付け加えていつて居られたことは、先住民族として、ズーッとズーッと昔から鮭は無ければならない食料でしたので、捕る権利というよりも、生きて行く上での権利です。ということでありました。

ごく普通の生きる権利さえも私共アイヌ民族は和人から奪われ、それに対して、何一つ抵抗することなく現在に至つたということは、アイヌというのは意気地無しなのか徹底した平和共存主義者なのかさっぱり分からなくなりました。

アイヌ語で、ウコチャランケという言葉があり、北海道に住む和人は、その意味をちゃんと知らずに、文句を付けるとか、けんかを売ると覚えているようです。

しかし本当の意味は、ウシ互い、コシそれ、チャ

ニ言葉、ランケニ降ろす、お互いに持っている言葉をそこへ降ろし、公正に判断しようというのが本来の意味です。北海道の領有権や鮭の捕獲権に対して、アイヌと和人が、ウコチャランケをしたことがあるでしょうが、一方的に和人が勝手に自分達に都合のいいように、条例だ、法律だと、制定してきたのです。

この度のカナダ国ホワイトホース市を訪問したうちに、一人の日本人老婦人に会いましたが、その方は静岡県出身で、中村スミさんという、93歳になられる方でした。

その方が私に見せてくださった公文書、それは、カナダ国総理大臣が、中村スミさんへ出したもの、英語、フランス語、日本語の三通のうち、日本語文のを、そのままこへ載せます。載せる意味はこの文の後で記す、として先ずは。

カナダ国政府と全カナダ日系人協会との間の合意条件。「承認」カナダ人は国民として人種的、民族的起源を問わず万人のため平等と正義が確保される社会の創造を追求する義務を認めている。

第二次世界大戦中、戦後、その大部分がカナダ市民である日本に先祖を持つカナダ人は、そのコミュニティに対してカナダ政府によつてとられた前例のない行為による損害を蒙つた。当時軍事的に必要と考えられたことであつたとしても、第二次大戦中の日系カナダ人の強制移動と収容、そして戦後の強制送還と追放とは不当なものであつた。振り返つて見ると選挙権の剝奪、抑留、個人並びにコミュニティの財産の没収と売却、追放、強制送還、行動の自由の制限など戦後まで続いた処置は人権差別思想の影響によるものであつた。

収容された日系カナダ人の財産は売却処分され、

その収益は彼ら自身の収用経費として用いられた。

上記のような不正の数々を承認することにより、過去に行われた越権が非難されるべきものであること、そしてカナダにおける正義と平等の原則が再確認されたことを全カナダ国民に告知するものとする。それ故に全カナダを代表してカナダ政府はここに次のことを行うものとする。

1 第二次世界大戦中、戦後の日系カナダ人の取扱いは不当なものであり、今日理解されている人権の原則を侵害するものであったことを承認する。

2 政府の権限を最大限に行使して同様な事態が再び起らないよう務めることを誓う。

3 多大な圧迫や苦難にもかかわらず、始終カナダに対する献身的態度と忠誠を守り続け、カナダ国民の発展に多大な貢献をなしている日系カナダ人の不屈の精神と決断力とを認め、これに大いなる敬意を表する。

中村スミ 殿

1989・3・15

カナダ国総理大臣 ゲェリイ・ウェイナー

右の合意条件や「承認」を読まれても、日本人である読者は、ふーん、そうかい、と、意に介さないかも知れません。

しかし、承認、という章味を広辞苑で見ると、正当、または事実、真実と認めること。ききいれること。とあります。

もつとわかりやすくと言うと、お詫をすること、謝罪するということであります。

アイヌ民族の一人として私が読むと、この承認という言葉にたいへんな重みを感じるのであります。承認文書と共に、日本円に換算すると三百万円近くの金が慰謝料として中村スミさんに渡されたのであ

り、それらのコピーを私は貰って来たのです。それとカナダ政府側の配慮として高齢者から先ということ、中村スミさんは真つ先にお金を貰えたと感激していました。

この承認文書を引用した理由は日本政府があるいは北海道庁が私共アイヌ民族に対して行って来た悪政の数々、それを反省するでもなしに、さきやかな願いの、「サケを捕らせて」も聞き入れようとしな

いその態度をなじりたくないからであります。ここで、カナダ政府が日系カナダ人に対して渡した承認文書と同じように、日本政府あるいは北海道庁がアイヌ民族に対して、過去に侵した人権侵害の数々を大いに反省して謝罪文と慰謝料を出してはいかがでしょうか。

そのやり方はいろいろあろうけれど、例えば、「日本国政府及び北海道庁は過去に於いてアイヌ民族の領土である（アイヌモシリ）アイヌ人とか人間、モシリ静か、シリ大地、人間の静かな大地）北海道へ不法侵略をして百二十年が経過した。

その間アイヌ民族の人権を侵害し、文化を破壊し、言葉を抹殺しようとしたことを承認し、先祖が犯した罪を悔い改め日本政府の権限を最大に行使してアイヌ民族の権利回復に務めることを誓う。」うんぬん……。

平成元年現在に生きる日本人というか和人が明治時代や、それ以前に己が先祖が犯した罪を悔い改めたからとて、恥づかしいことではないと思うのです。

私は今までに、外国へ16回行ききましたが、出来るだけ、行った先の少数民族の方々と会って、その人達の権利がどのようになってるかを聞いて来ました。スエーデンのサミー族、ハワイの人々、中国の少数民族、カナダは5回、それぞれの地域へ行き

別々の種族に会って来ました。

どの国の先住民族も、政府となんらかの形で文書で取り決めがあって、文化、言語、土地についてもはっきりしています。

それなのに、日本国内の先住民族アイヌと日本政府との間に何一つの文書もなく、一方的に侵略されっぱなしで、この状態は決していいとは思っていないのです。

この度のダムがらみの私の言い分にしても、アイヌの主食であった鮭をアイヌに返して欲しいと、言うだけで出来ない相談ではないはず。一度でいいから、日本人というか和人の皆さま、若し私がアイヌ族であつたら、と、立ち場を逆にして考えてみて下さい。

あなたも、萱野茂が言っている鮭を捕らせろぐら

いは言うのではないでしようか。ダムの話はこのぐらいいにして、アイヌ民族と自然保護についてですが、アイヌは海も川も山も、そして樹木などを神と考えていました。その理由は、海があるから魚を捕れる、川があるから鮭が来る、樹木があるからそこには、テン、リス、キツネ、シカクマなど諸々の動物が生きています。

魚を食べなくなつたら、川へ行くと、季節毎に、4月から5月はアカハラという大型のウグイ、6月から7月は、サケペル夏の食べ物というマスが捕れます。8月から11月いっぱい、シベリ主食である鮭が来ます。

鮭の捕り方も、8月から9月末までのものは脂があり過ぎて保存に向かないので、保存用は産卵の終わった10月末から11月になってから捕るようになります。

こうすると、自然産卵であっても鮭が減るような

ことは全くなく、4年後に必ず帰って来ることを知っていたのです。言えることは、脂のある鮭をさらったのではなしに自然の摂理にしたがって暮らしていたわけでした。

うちの二風谷アイヌ文化資料館は開館が、昭和47年でしたので、今年で開館18年目であります。

開館当時に捕って開き乾しにしたホツチャリの鮭が今でも食べられる状態になっていて、私自身もおどろくほどです。

山菜を取る場合も根こそぎ取らないようにお互いをいませめあい、次に取りに来る人のために残り、あるいは来年のための種を残すという具合です。そのいましめあうやり方ですが、これはウエベケレという昔話の中で教え、行者にんにく、を根のまま取った村おさの妻は神から罰を受けて病気になったと聞かせます。自然を保護するそれらの心を育てるのは、この昔話で、これでもか、これでもかと言うほど、何回も何十回も同じ話を聞かせ脅かすので、自然に身についてしまいます。

鮭を捕った時も、自分達だけが食べればというのではなしに、たくさん捕れた時は、カラスの食べる分は、明るい川原へ置き、キツネの分はきれいに洗ってヤナギ原へ置いたものでした。そのようなわけで、アイヌ精神は、自分さえ併せであればいいのではなく、鳥も獣も皆が食べれば、と、自然と共生する心を忘れませんでした。

山からも川からも食料を貰らい受けて暮らしたアイヌ民族は、山も川も食料を貯蔵してある倉と考え、汚すとかいためるようなことは絶対にしないように注意していました。

そのために、自然と神、との間に不文律ではあったが相互信頼が確立していました。

今の世の中アイヌ精神ばかりも言っていないかも知れませんが、スエーデンへ行つた時に、チエルノブイリ原子力発電所の爆発以来、サミ族の方々はトナカイの肉を食べれないということでした。

日本語の中で、「身に降りかかる火の粉は払わなければならない」と、いう言葉があります。しかし、目に見えない火の粉を払うことが出来るでしょうか。

放射能という火の粉は目にも見えず、味も臭いもないのです。

私共人間はせいたくをし過ぎた結果が、もつと明るく、もつと速く、もつと多く、を、求め過ぎ原子力発電所を作る口実を資本家に与えてしまったのではないのでしょうか。

これ以上自動車も自動車も飛行機も速くならなくてもいい、と、私、そしてみんなまで考えようではありませんか。

電気も今の半分あるいは三分の一の明るさでもいいから、我々の子孫孫に至るまで、人間は人間として生きて行ける、山を、川を、畑を、村を、町を、残さなければならぬのです。その義務を私どもに一人ひとりを持つているのです。

自然保護とは何か口先だけではなしに、アイヌもシャモも、アイヌモシリ北海道に住む人間みんな、他人事と思わないで考えたいと思っています。

ダム現場

